

学校法人 都築学園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人都築学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第6条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。役員の報酬は、この法人の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、報酬等を支給するものとする。

2 報酬の支給期間は、就任の月から退任の月までとする。

3 役員及び評議員に対する報酬等の支給については、本人の申し出によりこれを辞退することができる。

(報酬等の額の算出方法)

第4条 役員及び評議員の報酬月額、別表のとおりとし、報酬月額は別表のうちから、理事会において決定する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て行う。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

1 (役員報酬)

号 俸	理事長	理 事	監 事
1	月額 1,000,000 円	月額 500,000 円	月額 500,000 円
2	月額 900,000 円	月額 400,000 円	月額 400,000 円
3	月額 800,000 円	月額 300,000 円	月額 300,000 円
4	月額 700,000 円	月額 200,000 円	月額 200,000 円
5	月額 600,000 円	月額 100,000 円	月額 100,000 円

2 (評議員報酬)

号 俸	評議員
1	月額 50,000 円
2	月額 40,000 円
3	月額 30,000 円
4	月額 20,000 円
5	月額 10,000 円